

<火山審査について>

1. 運用期間中のカルデラ噴火の可能性について

(1) 運用期間中のカルデラ噴火の可能性は十分に小さいとの判断について、運用期間は何年と想定して判断したのか。

(2) 火山モニタリング検討チーム会合において、火山噴火予知連絡会藤井敏嗣会長が、カルデラ噴火の可能性について、原子力規制委員会の判断内容にいくつか疑義があるとしているが、これについて意見を聴いたのか。意見を聴いて検討すべきではないか。

2. 噴火の予知・予測の困難について

原子力規制委員会は、「巨大噴火の規模や時期の予測は困難」との認識を何度も示しているが、九州電力はどのような認識か確認したのか。2014年9月30日の鹿児島県議会原子力対策特別委員会において、九州電力が「破局的噴火の場合は、地震などの前兆事象が数十年前から分かる」との説明をしているのは問題ではないか。

3. 噴火の兆候把握時の核燃料搬出方針について

(1) 噴火の兆候把握時の核燃料搬出計画の策定について、九州電力は「破局的噴火への発展の可能性がある場合に」計画を策定するとしているが事実か。別に「事前に検討しておく項目」があるがこれの中身は何か。計画の策定と何がどう違うのか。

(2) 搬出手段や搬出先、搬出方法や貯蔵方法などについては事前に決めておかなければ機能しないし、火山ガイドの要求にも反するのではないか。2014年8月28日の事業者ヒアリングにおいて「原子炉停止計画及び燃料体等の搬出等のための計画は、あらかじめ作成する必要があることから、考え方を整理して提示するとともに、2次文書において記載する同計画に関する実現性の詳細な内容を説明すること。」（議事概要）とあるが、どのような説明を受けたのか。2次文書（社内規定）にはどう記載され、それにどう対応したのか。

(3) 火山モニタリング検討チーム会合において、火山の専門家は、火山噴火の兆候が表れるのは、せいぜい数か月～1，2年程前からだと指摘している。他方で、核燃料は移動するためには5年は冷却しなければならないと田中委員長も記者会見で指摘している。核燃料の搬出が噴火に間に合わない可能性が高いのではないか。

(4) 搬出にどれくらいの期間を想定しているのか。噴火に間に合う根拠について、ドルイット論文のミノア噴火の事例については、火山モニタリング検討チーム会合において、ドルイット氏本人にも確認したがカルデラ一般に適用するものではない、との指摘を受けている。原子力規制委員会も「一つの知見がすべての火山に適用可能とは考えていません」（ご意見への考え方）としており、根拠にはならないと考えるがいかがか。九州電力はどのように説明しているのか。

4. 兆候の把握と対処を講ずるための判断基準について

(1) 報道によると、九州電力は社内規定で、兆候の把握と対処を講ずるための判断基準について、始良カルデラで、マグマの供給速度が、現状の5倍以上になったら警戒レベルとするなどとしているというのが事実か。

(2) これもドルイット論文にあるミノア噴火の事例をそのまま当てはめただけのものであり、火山モニタリング検討チームにおける指摘から、判断基準として認めることはできないと考えるがいかがか。

(3) 判断基準については、火山モニタリング検討チームにおいて検討するという点で間違いはないか。検討中は保安規定補正申請について、許可はできないということで間違いはないか。

5. 火山活動のモニタリングについて

(1) 火山モニタリング検討会合において、川内原発で問題となっているカルデラ火山のモニタリングについては、気象庁でも実施しておらず、一電力事業者にとっても担えるようなものではないとの指摘が相次ぎ、GPSの限界についても指摘があった。九州電力は、既存の観測データ（GPSと地震活動）及び気象庁等の火山情報を取り寄せる程度のことしか実施するつもりはないようだが、これでは全く不十分ではないか。

(2) モニタリングについては、火山モニタリング検討チームにおいても検討するという点で間違いはないか。検討中は保安規定補正申請の許可はできないということで間違いはないか。

6. 社内規定の公開と保安規定の公開審議について

(1) モニタリングや核燃料搬出方針の詳細及び判断基準については、社内規定案に記載があるということか。これを公開すべきではないか。

(2) 保安規定の審議については、審議を公開で行うとともに、火山の専門家からも意見を聴く必要があると考えるがそのつもりはあるのか。

<基準地震動について>

7. 九州電力は川内原発の基準地震動策定にあたり、プレート間地震及び海洋プレート内地震を検討用地震として選定していない。規制委員会は、九電の主張をそのまま認めて審査書を確定したが、これは、設置許可基準規則（第4条、同解釈の別記2）に違反するのではないか。

<審査の説明会について>

8. 10月9日から開催された審査書の住民説明会では、耐震性など工事計画に係る質問も出された。火山への対応についても保安規定や工事計画においてなされるものが多い。保安規定や工事計画について説明する新たな説明会を開催すべきだと考えるがいかがか？

9. 住民たちは、一方的な説明会ではなく、住民の意見をきく「公聴会」や、議論をたたかわせる「公開討論会」の開催を求めている。国として対応すべきであると考えますが、いかがか。